

新規就農者支援事業について

事業種目	事業内容	交付要件	事業費	国庫補助率	県費補助率	市補助率
経営発展支援事業 初期投資促進事業	就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が県支援分の2倍を支援する事業	勝山市内に住所を有し、就農時49歳以下の方で、認定新規就農者であること。その他「地域計画」に位置づけられていること等、別途要件がある。	事業費上限は1,000万円(経営開始事業の交付対象者の場合は500万円)とし、1,000円未満は切捨てとする。ただし、夫婦で農業経営を開始する場合は、事業費上限に1.5を乗じた額を上限額(1円未満切捨て)とする。	県支援分の2倍	4分の1	—
経営開始事業	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業	勝山市内に住所を有し、就農時49歳以下の方で、青年等就農計画を策定していること。その他「地域計画」に位置づけられていること、前年世帯所得が600万円以下であること等、別途要件がある。	150万円×3年とする。ただし、夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に1.5を乗じた額(1円未満切捨て)とする。	10分の10	—	—
経営支援事業(就農奨励金)	就農初期の認定新規就農者に対して資金を交付する事業	勝山市内に住所を有し、就農時の年齢が50歳以上60歳未満の方で、認定新規就農者であること。その他「地域計画」に位置づけられていること、経営開始から3年以内等、別途要件がある。	非農家出身者:180万円/1年目、120万円/2年目、60万円/3年目 兼業農家出身者:180万円/1年目 専業農家出身者:60万円	—	2分の1	2分の1
経営支援事業(小農具等整備奨励金)	非農家出身の認定新規就農者が経営を開始する際に必要な小農具等の整備に対し奨励金を交付する事業	勝山市内に住所を有し、就農時の年齢が60歳未満の方で、認定新規就農者であること。その他「地域計画」に位置づけられていること、経営開始から3年以内等、別途要件がある。	通常農業用に供する農具等で、他の用途に使われることのないものであり、かつ一農具等の事業費が50万円以内のもの。消耗品等は含まない。中古農具の導入も可。	—	4分の1	4分の1
新規就農者住宅確保支援事業	県外出身者の認定新規就農者に対し経営開始後の家賃の一部を支援する事業	経営開始後5年以内の認定新規就農者で、就農時の年齢が50歳以上60歳未満の方等、別途要件がある。	月額家賃は53千円を限度とし、1/2補助。	—	4分の1	4分の1
新規就農定住促進家賃助成事業	新たに農業を始めるために市外から移住し、市内の民間賃貸住宅に入居する者に対して家賃の一部を支援する事業	新たに農業を始めるために市外から移住し、過去3年以内に居住実績がない者、5年以上継続して住民登録し、営農を継続すること等、別途要件がある。	月額は家賃の1/2補助。限度額2万円。期間は2年間。子育て世帯には月額1万円加算する。	—	—	2分の1